

ひとり親家庭のお母さん・お父さんを 応援します!!

① 訓練促進資金

〈資格取得後5年間従事で返還免除〉

高等職業訓練促進給付金を活用して、養成機関に在学し就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金及び就職準備金を貸し付ける制度です。

申し込み
随時可能
(先着順)

貸付対象

長崎県内に在住しているひとり親家庭の親であり、**高等職業訓練給付金**の支給を受けている者

貸付額

養成機関への入学時に**入学準備金50万円以内**
養成機関の課程を修了し、かつ資格を取得した場合に
就職準備金として20万円以内を貸付けます。

※「専門実践教育訓練給付金」や「自立支援教育訓練給付金」を受給している方は入学準備金の貸付はできません。

※ 就職準備金の申請は、養成機関の課程を修了し、資格取得後に申請を受け付けます。

貸付利子

連帯保証人がいる場合は無利子、いない場合は返還債務の履行猶予期間は無利子ですが、猶予期間経過後は年1%の利子がつきます。

返還免除

貸付を受けた者が、養成機関の課程を修了し、1年以内に資格を活かして就職し、原則長崎県内において5年間その職に従事したときは、**貸付金の返還を免除**します。

申込方法

県及び各市の母子・父子自立支援員にご相談のうえ、福祉事務所等を経由して県社協に提出してください。

問合せ先

長崎県社会福祉協議会 ひとり親貸付担当

電話 095-846-8639

貸付申請に必要な様式は申込のしおりからコピーするか本会のホームページから利用できます。

②住宅支援資金

〈安定した就労後1年間従事で返還免除〉

「母子・父子自立支援プログラム」による支援を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し家賃の支払いを支援する制度です。

申し込み
随時可能
(先着順)

貸付対象	下記のいずれにも該当する者 (1)児童扶養手当の支給を受けている者(若しくは所得が児童扶養手当支給水準の世帯の者) (2)県又は市で実施している「母子・父子自立支援プログラム策定事業」に基づくプログラムの策定を受けている者
貸付金額	入居している住宅の家賃の実費(月額上限4万円) ※他の家賃支援の給付を受けている場合は、その差額になります。
貸付期間	12か月まで
返還免除	本人の取組みの結果、安定的な就労につながった場合は、1年間の就労継続後に償還を一括して免除します。

ひとり親家庭高等職業訓練資金貸付までの流れ

